

委託販売約款（個人売買仲介約款）

1. 取扱店は、お客様（以下売り主）の車両状況を写真撮影及びデータシートに記入し当該車両を委託販売行います。

2. 委託販売登録には、3ヶ月で10万円(税別)の費用が掛かります。

1か月で販売成立になった場合でも10万円(税別)は、返金出来ません。

売買が成立した場合は、所定の成約手数料を頂戴いたします。成約手数料は仲介価格の10%(消費税別)になります。(販売価格が100万円未満の場合は一律150,000円(税別)になります)。

3. 当該車両は、委託販売登録されたことにより必ずしも情報有効期限内に売買が成立する訳ではありません。売買が成立しないまま情報有効期限が経過した場合は、さらに3ヶ月分の委託料が掛かります。

① 売買価格を再設定するなどして情報有効期限を延長する

② キャンセルする という方法を選択することができます。

③ 買取り・オークション代行等もあります。

4. 委託販売登録後、展示しない場合は委託販売の受付は出来ません。

展示している場合の展示車に対しての損害・事故・盗難等に関しましては一切責任・保証は、致しませんのでご了承下さい。

5. 委託販売登録後は売買を成立させることを前提に営業活動を行いますので、情報有効期限内のキャンセルはご遠慮ください。万が一、購入希望者の購入の意思確認が出来た後に何らかの事情(事故・故障を含む)でキャンセルする場合は違約金として10万円請求させていただくことになりますので予めご了承ください。

6. 売買が決まりましたら所定の必要書類を一週間以内にご用意ください。

①委任状②譲渡証明書③納税証明書④車検証⑤印鑑証明書・戸籍謄本の附票等

一週間以内にご用意出来なかった場合につきましては、保証金は返金出来ませんので予めご了承下さい。

所有権付のお車につきましては所有権解除を頂いてからの委託販売契約とさせていただきます。

7. 売買成立後、売り主は車両の瑕疵に対して責任を負う必要はありません。

ただし、データシートに虚偽の申告があった場合は車両代金や売買にかかった費用(車庫証明や陸送費用)などを返金しなくてはなりませんのでご注意ください。(保証金として10%は、7日間お預かりさせていただきます。)